

亀山市告示第36号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(訓練給付金の支給申請)</p> <p>第9条 前条の規定による指定の通知を受けた者（以下「支給資格者」という。）は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内（<u>特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内</u>）に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができると市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>	<p>(訓練給付金の支給申請)</p> <p>第9条 前条の規定による指定の通知を受けた者（以下「支給資格者」という。）は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができると市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>

[ (1) ~ (8) 略]

[2 略]

3 受給資格者であつて第5条第2項の規定により同条第1項第2号の規定を読み替えて適用する額の支給を受けようとするものは、対象講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内)に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

[ (1) ~ (7) 略]

[ (1) ~ (8) 略]

[2 略]

3 受給資格者であつて第5条第2項の規定により同条第1項第2号の規定を読み替えて適用する額の支給を受けようとするものは、対象講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

[ (1) ~ (7) 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。